平成２３年（フ）第９０号
千葉県成田市美郷台３丁目４番地の16
破産者　有限会社セモリナフーズ
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３６９号
東京都杉並区善福寺３丁目21―６―202
破産者　上松　正志
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６５４号
東京都中央区八丁堀４丁目13番５号
破産者　みらい商事株式会社
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６５５号
東京都北区上十条１丁目２―10―201
破産者　鈴木　一郎
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４１号
東京都八王子市楢原町1126番地４
破産者　有限会社ハッピーハウス
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４２号
東京都八王子市南陽台１丁目22番８、住民票上の住所東京都八王子市高倉町39番地２レクセルガーデン八王子506号
破産者　山田　泰弘
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５８号
東京都あきる野市牛沼229番地１フォンテーヌ南倉沢Ｅ棟
破産者　中村　典子
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１３３号
東京都大田区大森北１丁目11番３号
破産者　株式会社システムプロダクト
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６３号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目９番地の13加藤パークサイドビル503号
破産者　有限会社横浜工業
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８６号
相模原市緑区若柳字小橋936番地
破産者　株式会社トモエ電線製造所
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６４０号
相模原市緑区若柳642番地６
破産者　有限会社植村建設
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４４号
長野県上田市真田町長6515番地
破産者　株式会社ヤマミヤ
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第７０号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の126
破産者　有限会社旭ケ丘工建
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第７３号
岐阜県瑞浪市稲津町小里1553番地の３
破産者　安部　弘美
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８０号
岐阜県多治見市赤坂町８丁目176番地の126、住民票上の住所岐阜県瑞浪市寺河戸町902番地の１
破産者　濵田　祐治
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第２０５号
静岡県静岡市駿河区西脇1010番地の２
破産者　有限会社今治紙工
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６６号
名古屋市港区小碓３丁目250番地の１
破産者　有限会社根間工業
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９１号
名古屋市中村区上石川町１丁目８番地の１
破産者　中部電気技術工業株式会社
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００号
名古屋市千種区天満通２丁目６番地の２　天満ビル
破産者　株式会社コスモス21
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１号
三重県松阪市黒田町96番地
破産者　藪　　正明
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１０７号
三重県志摩市志摩町片田1126番地
破産者　有限会社志洋産業社
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
三重県志摩市志摩町片田746番地
破産者　平賀　義康
1　決定年月日　平成23年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係